

募集します！

福島市民憲章は
令和5年4月1日に制定

50

周年を迎えました

チューリップを育てて、

空も水もきれいなみどりのまちをつくろう！

～福島市民憲章 緑のまちづくり運動～

福島市民憲章推進協議会では、空も水もきれいなみどりのまちをつくるため、
チューリップを育てていただける市内の団体・施設を募集します！

申込方法

応募フォームに必要事項を入力しお
申込みください。

詳細は裏面またはホームページをご
覧ください。



応募はこちらから

緑のまちづくり運動とは

ご応募いただいた団体・施設には、チューリップ球根を配布します。
配布した球根を植栽し、育てていただく運動になります。

あわせて、市民憲章の普及啓発にもご協力いただきます！

応募期間

R5/9/11(月)▷

10/6(金)

先着順！

※約50の団体・施設を募集します。そのため期間中に締め切ることがございますのでご了承ください。

【問い合わせ・提出先】

福島市民憲章推進協議会事務局(福島市政策調整部地域共創課内)
〒960-8601 福島市五老内町3番1号 TEL:024-525-3731

01 対象団体・施設

- 福島市内で活動しており、チューリップを育てる活動とあわせて、市民憲章普及活動(例は下記のとおり)に取り組んでいただける団体および施設(例:市民団体、町内会、企業、保育所・幼稚園等) ※個人は対象外(例)・福島市民憲章普及啓発物品の配布(事務局より物品をお渡しいたします)
 - ・ 福島市民憲章条文の唱和
 - ・ 福島市民憲章条文・ロゴ等の掲載(HPIに掲載されている画像をご利用ください)

福島市民憲章については、こちらのリンクまたはQRコードからHPへ
<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/chiki-kyoudou-shimin/kennsyoun.html>
市民憲章条文・ロゴなどもこちらからご覧いただけます。



02 応募者への配布物品

- チューリップ球根・市民憲章条文プレート(13cm×18cm)

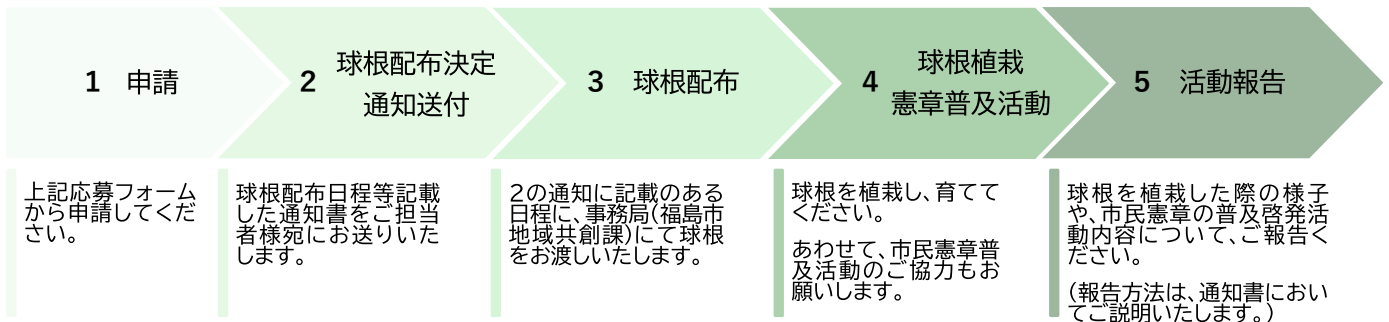
※配布した球根は多くの方の目に留まる所へ植栽をお願いいたします。合わせて、球根を植栽した花壇やプランターに市民憲章条文記載のプレートの設置もお願いいたします。

03 申込方法

申込・球根の希望については、応募フォームよりご応募ください。表面のQRコードから申込できます。

<https://www.task-asp.net/cu/eg/lar072010.task?app=203009923>

04 応募から活動報告の流れ



チューリップの種類と色

下記の種類と色から希望するチューリップと個数を申請いただくようになります。

配布個数は1団体・施設につき、合計**50球以内**となります。

- 普通咲
赤/桃/黄/白/紫/赤黄/赤白
- 百合咲
赤/桃/黄
- 八重咲
桃/黄/白
- フリンジ咲
赤/桃/黄



福島市民憲章

福島市民憲章は
前文と5つの条文で
成り立っています

わたくしたちは、みどりにつつまれた信夫山と清い流れの阿武隈川をもつ福島市民です。

福島市は、地味豊かなしのぶの里に古くから開けた人情の美しいまちです。

わたくしたちは、平和で、さらに住みよく希望にみちたまちをつくるため、この市民憲章を定めます。

- 空も水もきれいな みどりのまちをつくりましょう。
- 教育と文化を尊び 希望に輝くまちをつくりましょう。
- 親切で愛情あふれるまちをつくりましょう。
- きまわりを守り、力をあわせて 楽しく働けるまちをつくりましょう。
- 子どもからおとしよりまで安全で健康なまちをつくりましょう。

皆さんで、空も水もきれいなみどりのまちをつくっていきましょう!